

【「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業】

新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んだ県産品の消費回復を図るため、県産農林水産物やその加工品の販売を行っている県内事業者の、消費回復・需要喚起キャンペーンや、販売促進の取組を支援します。

1 事業実施主体

県産農林水産物及びその加工品の販売を行う、県内に主たる事業所を有する事業者

※「食のみやこ鳥取県」推進サポーターかつ、新型コロナ安心対策認証店または新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスであることが必要です。

2 補助内容

内容	対象経費
コロナ禍の影響を受けた事業者が行う、県産農林水産物やその加工品を対象とした巣ごもり需要等における需要喚起・消費回復を促すことを目指す取組	・ 県産農林水産物及びその加工品の販売促進費（チラシ作成、広告出稿、DM 発送料等） ・ 県産農林水産物及びその加工品を発送する（注1）際の、事業者が負担する送料（注2）

注1: 県産農産物等のPR・キャンペーンチラシ等を同封すること。

注2: 県内在住の方が県外在住の方に配送する場合のみが対象となります。

3 補助率及び補助上限（補助金予算 10,000千円）

補助率：補助対象経費の1/2（事業者が負担する送料は、配送1件当たり上限500円）

補助上限額：200千円/1事業者

4 申請期限 令和3年11月30日（火）

（申請額が予算に達した場合、受付を終了しますのでご注意ください）

5 申請方法

郵送、FAX、メール、電子申請で受け付けます。

郵便：〒680-8570 鳥取県食のみやこ推進課

FAX：0857-21-0609

メール：syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

（電子申請リンク）



〈補助対象とならない主な例〉

Q. 送料の全額を購入者が負担する場合には、対象になるか。

A. 対象になりません。

今回の補助金は、県内事業者の送料負担を軽減することを目的として交付しますので、県内事業者の送料負担がない場合は対象となりません。県内事業者が送料の全部または一部を負担する場合は対象となります。

Q. 商品価格に送料が含まれている場合は、対象になるか。

A. 対象になりません。

ただし、送料相当分を全額または一部割引く場合には、割引額の1/2（上限500円/配送1件）を補助します。

サポーター登録のお問い合わせ先 鳥取県食のみやこ推進課

電話番号：0857-26-7835 syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

認証店・協賛店等のお問い合わせ先 鳥取県くらしの安心推進課

電話番号：0857-26-7601 kurashi@pref.tottori.lg.jp